

袖ヶ浦市蔵波会館

1 指定管理者が管理を行う施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

袖ヶ浦市蔵波会館

袖ヶ浦市蔵波 5 7 番地

(2) 設置目的

市民の文化の向上と福祉の増進を図る。

(3) 指定管理者が行う業務内容

ア 袖ヶ浦市蔵波会館の利用の許可等に関する業務

イ 袖ヶ浦市蔵波会館の運営に関する業務

ウ 袖ヶ浦市蔵波会館の施設及び設備の維持管理に関する業務

2 非公募により指名した理由

袖ヶ浦市蔵波会館は、文化の向上と福祉の増進のために建設された施設で、地域住民の体育、娯楽、研修、集会等の場所を提供してきた経緯があり、竣工以来、蔵波区が委託され管理してきた。その後指定管理者制度が導入されてからも蔵波区が指定管理者として管理運営に当たっている。

当施設は建設当初から蔵波区が施設の管理に積極的に関わっており、区のコミュニティ施設としての要素も強い施設であるため、蔵波区を指名したものである。

3 指定管理者に指定する団体の概要

名 称	蔵波区
所 在 地	袖ヶ浦市蔵波 3 3 1 1 番地
主たる業務 内容	区民の生活文化向上のため、区内の清掃、祭礼等イベントの開催及び住民の要望等の取りまとめ

4 指定管理者候補が示した施設管理及び運営の提案要旨

地区会館は、地域住民等の体育、娯楽、研修、集会等を通して、市民の文化の向上と福祉の増進を図ることを目的に設置された施設である。

施設の利用に当たっては、営利を目的とする行為について利用の制

限があるものの、住民の集会施設として広く開放し、上記目的の達成に努める。

5 指定管理者候補の選定概要について

(1) 募集経過の概要

非公募により指名し、以下の項目を示し募集を行った。

ア 募集要項の配布 平成30年7月2日から同年8月31日まで

イ 応募者説明会 平成30年7月20日

ウ 募集に関する質問・回答

(ア) 受付期間 平成30年7月23日から同月25日まで

(イ) 質問件数 0件

エ 応募受付期間 平成30年8月29日から同月31日まで

(2) 審査方法及び選定結果

10月12日開催の袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会において、施設担当部署が非公募により指名した団体から提出された事業計画書等の提案書類を、袖ヶ浦市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第17号。以下「指定手續条例」という。）第5条に規定する選定基準を更に細分化した審査基準に基づき審査及び採点した結果を基に、審査対象の施設担当部署の委員を除いた委員9名が指定管理者の候補者としての適確性等を審議した。

その結果、全委員が指定管理者の候補者として適当であると認めため、蔵波区を優先交渉権者として選定した。

その後、優先交渉権者との施設の運営管理等に係る基本的事項を掲げた基本協定書の締結の協議が整ったことから、同団体を袖ヶ浦市蔵波会館の指定管理者として指定するものである。

指定手續条例（抜粋）

（指定候補者の選定）

第5条 市長等は、第3条第1項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして審査し、指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）を選定するものとする。

(1) 指定施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそ

れないこと。

- (2) 指定施設の設置の目的に照らし、当該施設の効用を最大限に発揮させ、その管理を効率的、かつ、効果的に行うことができるものであること。
- (3) 指定施設の管理を安定的、かつ、適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。
- (4) その他市長等が必要と認める事項を満たしていること。

2～4 (略)

(委員構成)

副市長職務代理者総務部長、企画財政部長、指定管理者制度導入施設担当部署の部長（市民健康部長、福祉部長、環境経済部長、都市建設部長、教育部長）、有識者3名（自治連絡協議会選出者、袖ヶ浦市商工会選出者、中小企業診断士）

採点結果

施設名：袖ヶ浦市蔵波会館【非公募】

応募団体：蔵波区

評価点数	1 3 3 点	
上記評価に対する 選定委員会の判定	適 正	不適正
	9 名	0 名

評価項目と配点

選定基準	審査項目	配点		劣	普通	優	特優	評価 点数
① 指定施設の利用に 関し不当な差別的取 扱いが行われるおそ れがないこと。 (指定手続条例第5条 第1項第1号)	ア 平等な利用を図るた めの具体的な手法	30	30	失格	18	24	30	18
② 指定施設の設置の 目的に照らし、当該施 設の効用を最大限に 発揮させ、その管理を 効率的、かつ、効果的 に行うことができる ものであること。 (指定手続条例第5条 第1項第2号)	ア 施設の設置目的及び市 が示した管理の方針	20	85	0	12	16	20	12
	イ 利用者の増加を図るた めの具体的手法	9		0	3	6	9	4
	ウ サービスの向上を図る ための具体的手法及び当 該施設の効用を最大限に 発揮させるための手法	31		0	17	24	31	24
	エ 施設の維持管理の内容、 適確性及び実現の可能性	20		失格/0	12	16	20	13
	オ 管理に係る経費の縮減 効果	5		失格	3	4	5	3
③ 指定施設の管理を 安定的、かつ、適確に 遂行するに足りる人 的構成及び財産的基 礎を有するものであ ること。 (指定手続条例第5条 第1項第3号)	ア 収支計画の内容、適確性 及び実現の可能性	20	55	失格	12	16	20	12
	イ 安定的な運営が可能と なる財政的基盤	25		失格	15	20	25	15
	ウ 類似施設の運営実績	10		0	6	8	10	6
④ その他市長等が必 要と認める事項を満 たしていること。 (指定手続条例第5条 第1項第4号)	ア 個人情報保護	10	40	失格	6	8	10	6
	イ 危機管理	20		0	12	16	20	14
	ウ 再委託の管理	10		0	6	8	10	6
合 計		210	210	失格	122	166	210	133

【採点方法】「特優」「優」「普通」「劣」の4段階を基本として評価する。

【欠落事項】ア 袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会における審議の結果、審査項目の全てを「普通」とした合計点数(122点)を下回った場合。

イ 審査項目のうち、運営管理に大きく支障を来す項目を「劣」とする委員が過半数を超える場合。